

朝倉算数道場

『Web教室』利用規約

本規約は、有限会社朝倉道場（以下「道場」といいます。）が『Web教室』として行う動画配信に関して、受講生及び保護者と道場との間の関係に適用されるものとします。

第1条 （定義）

1. 「本動画配信」とは、道場が『Web教室』として行う動画配信をいいます。
2. 「本配信契約」とは、特定の本動画配信に関する契約をいいます。
3. 「受講生」とは、本動画配信に関して道場が正式入会承認（第4条第1項で定義）を行った小学生及び中学生をいいます。
4. 「入会希望者」とは、受講生になろうとする小学生及び中学生をいいます。
5. 「保護者」とは、受講生又は入会希望者の親権者又は後見人を総称します。
6. 「受講生等」とは、受講生及びその保護者を総称します。
7. 「入会希望者等」とは、入会希望者及びその保護者を総称します。

第2条 （対象）

1. 本規約は、第4条の規定に基づく本配信契約の成立時、当然に本配信契約の内容となります。
2. 本規約は、本動画配信を対象とするものであって、朝倉算数道場の東京教室、横浜教室、銀座教室、大阪教室、京都教室等における授業を対象とするものではありません。当該授業を受けるためには、道場、株式会社キッズ&エム、株式会社サイエンスシード等との別途の契約締結が必要になります。
3. 本規約は、前項に規定する授業の代替として行う動画配信を対象とするものではありません。

第3条 （規約変更等）

1. 道場は、次の各号に定める場合、受講生等の承諾を得ることなく、いつでも、本規約の内容を変更すること（以下「本規約変更」といいます。）ができ、本規約変更に伴い、本規約変更より前に成立済みの本配信契約の内容も当然に変更されるものとします。
 - (1) 本規約変更が受講生等の一般の利益に適合するとき
 - (2) 本規約変更が、本規約の目的に反せず、かつ、社会情勢、経済事情、税制の変動、法令の適用等の本規約変更の必要性、本規約変更後の内容の相当性その他の本規約変更に係る事情に照らして合理的なものであるとき
2. 道場は、本規約変更の内容を、道場の管理に係るウェブページ（以下「『ポータルサイト かんすけ』」）の掲示板への掲載、電子メール又は道場が適当と判断するその他の方法により、受講生等に周知するものとし、当該周知の際に定める一定期間を経過した日（以下「変更発効日」といいます。）から本規約変更が当然に適用されるものとします。
3. 変更発効日以降に受講生等が本動画配信を受けたときは、受講生等は本規約変更に同意したものとみなされます。
4. 受講生等は、本規約変更に伴い、本規約変更より前に成立済みの本配信契約の内容が変更されることに異議があるときは、第19条第1項の規定に従って当該本配信契約を中途解約することができます。

第4条 （契約成立 [入会承認・追加受講承認]）

1. 入会希望者の保護者は、当該入会希望者の代理人かつ当該保護者自身として、道場が『Web教室 入会案内』で別途定める方法に従って、希望する本動画配信を特定し、本規約に同意して、当該本動画配信を道場に申し込み（以下「正式入会申込」といいます。）、道場が正式入会申込の承認（以下「正式入会承認」といいます。）を入会希望者等に通知した時点で、当該正式入会申込に係る本動画配信について、道場と当該入会希望者及び保護者との間に本配信契約が成立し、当該入会希望者等は受講生等となります。
2. 入会希望者等が正式入会申込と共に、又は受講生等が正式入会申込後に、当該正式入会申込に係る動画と別講座の本動画配信を申し込もうとするときは、前項の規定に準じて道場に申し込み（以下「追加受講申込」といいます。）、道場が追加受講申込の承認（以下「追加受講承認」といいます。）を通知した時点で、当該本動画配信について、道場と当該入会希望者等又は受講生等との間に本配信契約が新たに成立します。
3. 前二項の規定に従って特定の動画に係る本配信契約が成立後、当該動画と同一講座の動画であって当該本配信契約の契約期間満了後に別途配信予定の動画（以下「追加配信動画」といいます。）について、受講生等が、道場が別途定める受講料を、道場の指定する期日までに、振込送金又は口座振替により支払ったときは、当該追加配信動画について、追加受講申込があったものとし、当該追加受講申込の時点で、道場と

当該受講生等との間に本配信契約が新たに成立します。ただし、道場が次条の規定に従って追加受講申込を拒絶したときは、この限りではありません。

4. 受講生等は、翌月の追加配信動画について、受講料を支払うこと及び本配信契約が新たに成立することを希望しないときは、その旨を当月10日23時59分までに電子メールで道場に通知（以下「退会通知」といいます。）するものとします。退会通知の遅滞、金融機関による対応の遅延その他の事由により、当該追加配信動画について受講料の支払い（口座振替等）が生じたときは、受講生等の希望等如何を問わず、前項の規定に従って当該追加配信動画について本配信契約が成立したものとみなします。この場合において、受講生等が当該本配信契約の早期終了を希望するときは、第19条第1項、第20条、第21条第1号等の規定に従うものとします。
5. 本配信契約は、本条の規定に従って、正式入会承認又は追加受講承認ごとに別個のものとして成立するものとします。
6. 疑義を避けるため、正式入会申込及び追加受講申込に関して例示すれば、次の各号のとおりであり、次の各号ごとに本配信契約が成立します。受講生等が、第1号の本配信契約の成立後、第2号の翌月の追加配信動画について受講料を支払うこと及び本配信契約が新たに成立することを希望しないときは、その旨を当月10日23時59分までに電子メールで通知（退会通知）するものとします。
 - (1) 講座A：動画1～4の申込…正式入会申込
 - (2) 講座A：動画5・6（追加配信動画）の申込…追加受講申込
 - (3) 講座B：動画1～4の申込（正式入会申込と共に）…追加受講申込
 - (4) 講座B：動画5・6（追加配信動画）の申込…追加受講申込
 - (5) 講座C：動画1～4の申込（正式入会申込の後）…追加受講申込
 - (6) 講座C：動画5・6（追加配信動画）の申込…追加受講申込

第5条 （契約不成立〔入会拒絶・追加受講拒絶〕）

1. 道場は、次の各号に定める場合に限らず、理由等如何を問わず、正式入会申込又は追加受講申込を拒絶することができます。
 - (1) 入会希望者等が、正式入会申込に関して、道場の指定する期日までに、道場の指定する『受講費用』（入会金、動画4本分の受講料及び2か月分の管理維持費をいいます。以下同じ。）を支払わなかった場合（なお、入会金は、入会希望者の兄弟姉妹のいずれかが、現に受講生であるとき又は当該入会希望者と同時に正式入会申込を行うときは、当該入会希望者につき免除されます。）
 - (2) 入会希望者等又は受講者等が、追加受講申込に関して、受講料又は管理維持費を支払わなかった場合
 - (3) 入会希望者の保護者が、保護者対象の説明会（入会年度の説明会）に参加せず、かつ当該説明会を動画で視聴せずに、正式入会申込を行った場合（なお、複数の入会希望者の保護者が同一人であるときは、当該説明会への参加又は動画の視聴は1回で足りず。）
 - (4) 正式入会申込より前に道場が『無料体験講座』の動画の視聴を入会希望者等に求めた場合において、当該入会希望者等が『無料体験講座』の視聴可能期間の開始から1週間以内に正式入会申込を行わなかったとき
 - (5) 正式入会申込又は追加受講申込の一部に虚偽、誤記又は記入漏れがある場合
 - (6) 入会希望者等又は受講生等のいずれかの住所が日本国内にない場合
 - (7) 過去に本規約若しくは道場が別途定める諸規程又は道場、株式会社キッズ&エム若しくは株式会社サイエンスシードとの契約への違反があった場合
 - (8) 入会希望者又は受講生の保護者が暴力団等反社会的勢力に属し、又は反社会的勢力との関係を有する場合
 - (9) その他正式入会承認又は追加受講承認が不相当である場合
2. 受講生等は、道場が正式入会申込又は追加受講申込を拒絶し、本配信契約が成立しなかったときは、本規約により道場に対して何らの債権も取得しません。道場は、正式入会承認又は追加受講承認を行う義務を負わず、正式入会申込又は追加受講申込の拒絶に係る理由を入会希望者等又は受講生等に説明する義務を負いません。

第6条 （連絡等）

1. 受講生等及び道場は、通知、問合せその他の受講生等と道場との間の連絡について、原則として電子メールで行い、必要に応じて書面で行うものとし、口頭で行うことを避けるよう努めます。受講生等は、道場からの連絡を受領したときは、速やかに、電子メールで返答の連絡を行うものとします。
2. 受講生等は、正式入会承認及び追加受講承認の通知並びに正式入会申込及び追加受講申込の拒絶の通知が、正式入会申込又は追加受講申込に際して道場に通知する登録事項の内容（以下「登録内容」といいます。）に含まれる電子メールアドレスに宛てて、電子メールで行われることを承諾するものとします。
3. 受講生等は、道場との連絡が原則として保護者により行われることを確認するものとします。
4. 受講生等は、登録内容が本配信契約の契約期間中に渡って真実かつ正確であることを、道場に対して表明及び保証するものとします。受講生等は、本配信契約の契約期間中に登録内容に変更が生じた場合、速やかに、当該変更の内容を道場に連絡するものとします。

5. 道場は、受講生等が前項の連絡を怠ったことに起因又は関連して生ずる不利益について、その理由等如何を問わず何らの責任も負わないものとし、道場が受講生等の登録内容に含まれる電子メールアドレスその他の連絡先に連絡を行った場合、受講生等に当該連絡が即時到達したものとします。

第7条 (受講生ID・PW)

1. 本動画配信は、正式入会承認又は追加受講承認後に道場が受講生宛てに発行する『ポータルサイト かんすけ』のID (以下「受講生ID」といいます。) 及びパスワード (以下「受講生PW」といいます。) により当該受講生の利用を道場が即時識別可能であることを条件とします。
2. 受講生等は、受講生ID及び受講生PWの管理及び使用に関する責任を負うものとし、道場及び当該受講生等以外の第三者に受講生ID又は受講生PWを開示し、又は使用させてはなりません。
3. 受講生等は、他の生徒に係る受講生ID又は受講生PWを使用してはならず、又は故意に取得してはなりません。
4. 受講生ID及び受講生PWの使用による本動画配信の視聴は、当該視聴が当該受講生IDに係る受講生によるものと当該受講生以外の第三者によるものとを問わず、当該受講生による視聴とみなし、当該受講生及びその保護者は、当該視聴に関する債務を負担するものとします。
5. 受講生等は、受講生ID又は受講生PWを失念した場合、速やかに、道場に連絡するものとします。
6. 受講生等は、本配信契約の終了後、直ちに、当該本配信契約に係る受講生ID及び受講生PWを消去するものとします。
7. 受講生ID及び受講生PW以外で道場が受講生等宛てに発行するID及びパスワードについても、本条の規定が準用されるものとします。

第8条 (動画配信)

1. 道場は、本配信契約に基づき、本配信契約の条件に従って、受講生に対し、『ポータルサイト かんすけ』を通じて本動画配信を行います。
2. 本動画配信の方式等については、次の各号に定めるとおりとします。
 - (1) 配信方式
視聴可能期間が設けられた動画配信方式になります。
 - (2) 受講生ID・PW
受講生ID及び受講生PWがない限り視聴することはできません。
 - (3) 視聴可能期間
道場が別途設ける視聴可能期間の満了後は視聴することはできません。
 - (4) 同時接続可能な端末機器の台数
複数の端末機器に同時に接続して視聴することはできません。
2台目の端末機器による接続時、1台目の端末機器については自動的にログアウトされます。
 - (5) 業務委託
道場は、本動画配信及び『Web教室』の運営に関する業務の全部又は一部を道場以外の第三者に委託することができます。
なお、受講生等は、当該委託について、本号において予め同意したものとします。
3. 受講生等は、自己の費用及び責任で、端末機器・通信機器・ソフトウェア・セキュリティ・インターネットの準備等、本動画配信を受けて視聴するために必要な準備並びにテキスト (第10条第1項で定義) のダウンロード及び閲覧のために必要な準備を行うものとします。
道場は、当該準備に関して何らの責任も負わないものとします。
4. 受講生等は、本動画配信に際して、『ポータルサイト かんすけ』への接続、動画の視聴、テキストのダウンロード及び閲覧、電子メールの送受信により生ずる通信料等の費用を負担するものとします。

第9条 (入会金・受講料・管理維持費)

1. 入会希望者等が、正式入会申込後、道場の指定する『受講費用』 (入会金、動画4本分の受講料及び2か月分の管理維持費をいいます。以下同じ。) を、道場の指定する期日までに、振込送金により支払わない場合、道場が第5条の規定に従って当該正式入会申込を拒絶し、当該正式入会申込に係る本配信契約が成立しないときがあります。当該本配信契約の成立時点で『受講費用』の支払いがないときは、受講生等は、当該本配信契約に基づき、直ちに『受講費用』を支払うものとします。
2. 入会希望者等又は受講生等が、追加受講申込後、道場の指定する受講料又は管理維持費を、道場の指定する期日までに、道場の指定する方法に従って支払わない場合、道場が第5条の規定に従って当該追加受講申込を拒絶し、当該追加受講申込に係る本配信契約が成立しないときがあります。当該本配信契約の成立時点で受講料又は管理維持費の支払いがないときは、受講生等は、当該本配信契約に基づき、直ちに当該受講料又は管理維持費を支払うものとします。なお、『イベント講座』については受講料が免除される場合があります。
3. 管理維持費は、本配信契約の個数等如何を問わず受講生1名につき定額とします。管理維持費は、本配信契約のいずれかに関して支払われた

ときは、当該本配信契約以外の本配信契約に関しては支払いを不要とします。

4. 入会金、受講料及び管理維持費の額及び算定方法は、道場が別途定める『Web教室 入会案内』その他の諸規程に従うものとします。
5. 入会金、受講料及び管理維持費の支払いは、道場の指定する金融機関の口座への振込送金又は口座振替によるものとします。
6. 特定の動画に係る本配信契約の成立後、道場は、当該動画の内容の変更等の事情に伴い、受講料又は管理維持費の改定を行うことができます。当該改定について、道場は、『ポータルサイト かんすけ』の掲示板への掲載、電子メール又は道場が適当と判断するその他の方法により、事前に受講生等に周知するものとします。当該改定後の受講料は、当該改定より後に視聴可能期間が開始する動画に限り適用され、当該改定以前に視聴可能期間が開始済みの動画には適用されないものとします。受講生等は、当該改定に異議があるときは、第19条第1項の規定に従って本配信契約を中途解約することができ、必要に応じて第4条第4項の規定に従って退会通知をするものとします。

第10条 (テキスト)

1. 道場は、本配信契約の成立後、受講生等に対し、当該本配信契約に係る本動画配信に関連して必要となるテキスト（以下単に「テキスト」といいます。）を、道場が別途定める期間中のダウンロードの方式で提供し、又は郵便で提供する場合があります。テキストの提供契約は、当該本配信契約の一部を成すものとします。
2. テキストの代金（以下「テキスト代」といいます。）が受講料と別個に必要な場合、受講生等は、道場に対し、本配信契約に基づき、道場の指定する方法に従って、道場の指定する期日までに、テキスト代を別途支払うものとします。なお、テキストが市販のものであるときは、受講生等は、自己の費用及び責任で、テキストを購入するものとします。
3. 受講生等は、自己の責任で、テキストのデータを適正にダウンロード及び保管するとともに、テキストの印刷物を適正に保管するものとします。道場は、受講生等が受領済みのテキストのデータ又は印刷物の紛失又は破損に関して何らの責任も負わないものとします。

第11条 (中止等・内容変更)

1. 本配信契約の成立後、次の各号のいずれかに該当すると道場が認めた場合、道場は、受講生に対する本動画配信を事前に中止若しくは一時的に停止・中断（以下「中止等」と総称します。）することができます。本配信契約の成立後、次の各号のいずれかに該当する場合、道場の判断によらず中止等が生ずる場合があります。
 - (1) 本動画配信に関するシステムの保守を定期的又は緊急に実施する場合
 - (2) 本動画配信が技術的に困難又は不可能となった場合（アクセスの集中を含みます。）
 - (3) 本動画配信の動画の一部が不相当である場合
 - (4) 本動画配信の動画のデータに破損があった場合
 - (5) 当該受講生又はその保護者が道場から連絡の要請を受けたにもかかわらず7日以上期間に渡って道場に電子メールで連絡を行わなかった場合
 - (6) 当該受講生又はその保護者が本配信契約の規定のいずれかに違反した場合
 - (7) 当該受講生又はその保護者が道場の生徒又はその関係者として不相当である場合
 - (8) 中止等が必要又は有益である場合
 - (9) 戦争、テロ、労働争議、地震、噴火、洪水、津波、火災、停電、通信障害、交通機関運休、感染症拡大、行政機関による要請・命令等の不可抗力事由が生じた場合
 - (10) その他本動画配信を行うことが困難又は不可能となる事由が生じた場合
2. 道場は、本配信契約の成立後、『Web教室』の運営の改善、本動画配信の内容の訂正又は改良その他の合理的理由がある場合、本動画配信の内容を合理的範囲で変更することができます。
3. 道場は、前二項に規定する本動画配信の中止等又は内容変更の場合、事前に、又は事後速やかに、『ポータルサイト かんすけ』の掲示板への掲載、電子メール又は道場が適当と判断するその他の方法により、受講生等に周知するものとします。

第12条 (動画等)

1. テキスト及び道場の配信に係る動画（以下「動画等」と総称します。）に関して道場、株式会社キッズ&エム、株式会社サイエンスシード若しくは株式会社高座又はこれらの役員（以下「道場・関係会社等」と総称します。）に帰属する著作権、著作者人格権、肖像権その他の権利及び法令上保護に値する利益（以下「権利利益」と総称します。）は、本配信契約の成立又は本動画配信により受講生等に移転されません。
2. 受講生等は、動画等の権利利益を尊重するものとし、動画等の全部又は一部に関して、方法、理由等如何を問わず、次の各号に定める行為に及んではなりません。
 - (1) 複製又は改変

- (2) 複製制限、再送信制限等の技術的保護手段、暗号化技術又はコピーガード技術の回避、解除、改変、減衰又は無効化
- (3) 譲渡、担保提供等の処分
- (4) 放送、有線放送、公の上映又は自己の営業等への使用
- (5) 第三者への使用許諾、送信、配信又は提供
- (6) 送信可能化又はアップロード
- (7) 当該受講生等の学習以外の目的による使用
- (8) 前各号の行為を試みる行為
- (9) その他動画等の権利利益を侵害し、又は侵害するおそれを有する行為

第13条（禁止行為）

受講生等は、本規約に定めるもののほか、次の各号に定める各行為に及んではなりません。

- (1) 本動画配信を利用して行う犯罪行為その他の法令上の違法行為
- (2) 道場・関係会社等のいずれかの名誉権、営業権、商標権、肖像権、プライバシー権、パブリシティ権その他の権利利益を侵害する行為
- (3) 道場が別途定める運営方針又は諸規程に抵触する行為
- (4) 前各号に該当するおそれのある行為

第14条（情報取扱い）

1. 道場は、本動画配信及び『Web教室』の運営に際して、次に定める受講生等に関する情報（以下「受講生等情報」といいます。）を取得及び利用することができます。
 - ・ 氏名、メールアドレス、郵便番号、住所、電話番号、性別、保護者との関係、在籍小学校、受講生ID、受講生PW、決済情報（クレジットカード番号、金融機関の口座の情報等）、本動画配信の利用状況・利用履歴、IPアドレス・ドメイン名、ブラウザの種類・バージョン、OSの種類・バージョン、端末情報（端末機器の種別等）、電子メールその他の方法による連絡の内容
2. 道場は、受講生等情報を道場の「サイトポリシー」（<https://sansu.co.jp/privacy>）及び次の各号に定めるとおり取り扱うことができます。
 - (1) 利用目的は次のとおりとします。
 - ① 本動画配信の維持及び改善
 - ② キャンペーン・イベントの応募受付その他のサービスの実施
 - ③ 受講生等からのご意見、お問合せ等への対応
 - ④ 本動画配信の不正利用の防止
 - ⑤ 本動画配信の利用状況・利用履歴の調査
 - ⑥ 本項第3号の規定に基づく第三者への提供
 - ⑦ 本項第4号の規定に基づく共同利用
 - ⑧ 『Web教室』の円滑な運営
 - ⑨ 受講生等との間の係争の解決
 - ⑩ 前各号の目的に準じ、又は密接に関連する目的
 - (2) 受講生等情報のうち、個人情報の保護に関する法律（以下「個人情報保護法」という。）でいう個人情報に該当するものについて、道場は、次二号の規定に基づく場合及び個人情報保護法等の適用法令で許容される場合を除き、予め本人からの同意がない限り、道場以外の第三者に提供しないものとします。
 - (3) 道場は、本動画配信及び『Web教室』の運営に関する業務の全部又は一部を道場以外の第三者に委託する場合、当該第三者に受講生等情報を提供することができます。
 - (4) 道場は、次に定めるとおり、受講生等情報を共同利用することができます。
 - ・ 共同利用の対象：受講生等情報
 - ・ 共同利用者：道場・関係会社等
 - ・ 共同利用の目的：第1項で定める目的
 - ・ 管理責任者：道場及びその取締役
 - (5) 道場は、受講生等情報について、受講生等個人を識別することができないように加工した上で利用及び公開することができます。個人情報保護法でいう匿名加工情報の作成等に該当するときは、適用法令の規定を遵守します。
 - (6) 道場は、必要に応じて、受講生等情報の全部又は一部を消去することができます。
 - (7) 受講生等情報のうち、個人情報保護法でいう個人情報に該当するものについて、受講生等は、道場所定の方法に従って、利用目的の通知

若しくは個人情報の開示、訂正、追加、削除、利用停止若しくは消去又は第三者への提供停止（以下「個人情報訂正等」と総称します。）を求めることができます。当該道場所定の方法について、道場は、道場の指定する「お問合せフォーム」(<https://sansu.co.jp/inquiry>)又は電子メールにより受講生等から問合せを受けたときは、速やかに、当該受講生等に通知するものとします。

なお、道場は、受講生等又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがあるとき、本動画配信の適正な実施に著しい支障が生じるおそれがあるとき又は適用法令に違反することとなるときは、個人情報訂正等を拒むことができます。

第15条（遅延損害金）

受講生等の本配信契約に基づく金銭債務に係る遅延損害金は、年6%の割合によるものとします。

第16条（損害賠償）

1. 道場が本配信契約に基づく義務に故意又は過失により違反して受講生等に損害を与えた場合、当該受講生等は、道場に対し、当該損害の賠償を求めることができます。ただし、当該損害賠償には次条第2項の規定が適用されるものとします。
2. 受講生等が本配信契約に基づく義務に故意又は過失により違反して道場に損害を与えた場合、道場は、当該受講生等に対し、当該損害の賠償を求めることができます。
3. 本配信契約の終了後も、その終了理由等如何を問わず、道場及び受講生等は、相手方に対する前二項の規定に基づく損害賠償義務を免れないものとします。

第17条（非保証・責任制限）

1. 本動画配信の内容及び動画等に関して、受講生等の特定の目的に適合すること、受講生等が主観的に期待する内容・有用性（習熟度向上、成績向上、入学試験合格等）・正確性を有すること、道場以外の第三者の権利利益を侵害しないこと、継続的に利用可能であること及び何らの不具合も生じないことについて、道場は明示又は黙示を問わず保証せず、受講生等は異議なく承諾するものとします。
2. 道場は、本配信契約に起因又は関連して受講生等が被った損害、損失又は費用に関して、その理由、法的根拠等如何を問わず、受講生等が当該本配信契約に関して道場に支払済みの受講料及び管理維持費の総額を超えて賠償等する責任を負わず、また、現実かつ直接に生ずる通常の損害以外の損害、損失又は費用（特別損害、派生的損害、付随的損害、間接損害、結果的損害、逸失利益、弁護士費用等）につき予見又は予見可能性の有無を問わず賠償等する責任を負わないものとします。ただし、道場に故意又は重大な過失があるときその他適用法令により許容されないときは、この限りではありません。
3. 道場は、その配信に係る動画及びその提供に係るテキストのデータについて、性質上返品を受ける義務を負わないものとします。
4. 本動画配信に起因又は関連して受講生等と当該受講生等以外の第三者（他の生徒を含みます。）との間に生ずる紛争については、当該受講生等が自己の費用及び責任で解決するものとし、道場・関係会社等に何らの損害、損失又は費用も負担させず、何らの迷惑も掛けないものとします。

第18条（契約期間）

1. 本配信契約は、正式入会承認又は追加受講承認ごとに別個のものとして成立し、契約期間が別個に開始します。疑義を避けるために付言すれば、本配信契約の成立に関しては第4条第6項の規定で例示したとおりです。
2. 本配信契約の契約期間は、その対象となる本動画配信及び支払われるべき受講料に応じて1か月又は2か月とし、2か月を超えません。
3. 本配信契約の契約期間は、延長又は更新されず、追加配信動画の視聴のためには、第4条第3項の規定に従って当該追加配信動画についての本配信契約の成立が別途必要になります。

第19条（中途解約）

1. 受講生等は、本配信契約の契約期間中、電子メール又は書面で道場に通知することにより、いつでも、当該本配信契約を中途解約することができます。
2. 道場は、受講生又はその保護者について次の各号のいずれかに該当すると道場が認めた場合、当該保護者に通知することにより、契約期間中の本配信契約の全部又は一部を直ちに中途解約することができます。
 - (1) 正式入会申込又は追加受講申込の一部に虚偽があった場合
 - (2) 支払方法の利用が停止された場合
 - (3) 支払停止又は支払不能に陥った場合
 - (4) 公租公課の滞納処分を受けた場合
 - (5) 強制執行の申立て又は破産手続若しくは民事再生手続の開始の申立てがあった場合

- (6) 債務整理の開始その他信用状態が著しく悪化した場合
- (7) 暴力団等反社会的勢力に属し、又は反社会的勢力との関係を有する場合
- (8) 道場から連絡の要請を受けたにもかかわらず7日以上の期間に渡って道場に電子メールで連絡を行わなかった場合
- (9) 本動画配信の適正な実施に著しい支障が生じるおそれがある場合
- (10) いずれかの本配信契約（終了後のものも含まれます。）の規定の違反した場合
- (11) その他道場の生徒又は関係者として不適当である場合

第20条（中途解約後の視聴等）

1. 前条第1項の規定に従って受講生等との本配信契約が中途解約された場合において、当該本配信契約に係る動画の視聴可能期間（当該動画が複数本であるときは最初の動画の視聴可能期間）が既に開始していたときは、当該受講生等は、当該本配信契約に係る動画の全部をその視聴可能期間中に限り引き続き視聴することができます。この場合において、道場は、当該本配信契約に係る受講料の返還義務を負いません。
2. 前条第1項の規定に従って受講生等との本配信契約が中途解約された場合において、当該本配信契約に係る動画の視聴可能期間（当該動画が複数本であるときは最初の動画の視聴可能期間）の開始より前であるときは、当該受講生等は、当該本配信契約に基づき本動画配信を受ける権利を直ちに失い、当該本配信契約に係る動画を視聴することができないものとします。この場合において、道場は、当該本配信契約に係る受講料を遅滞なく返還するものとします。当該返還に要する費用は当該受講生等の負担とし、当該受講料から控除されるものとします。
3. 前条第2項の規定に従って受講生等との本配信契約が中途解約された場合、当該受講生等は、当該本配信契約に基づき本動画配信を受ける権利を直ちに失い、当該本配信契約に係る動画（視聴可能期間中か否かを問いません。）を引き続き視聴することができないものとします。
4. 前条第1項又は第2項の規定に従って受講生等との本配信契約が中途解約された場合において、当該本配信契約に基づく未履行の金銭債務があるときは、当該受講生等は、当該金銭債務を免れず、期限の利益を当然に喪失し、直ちに全部履行するものとします。
5. 前条第1項又は第2項の規定に従って受講生等との本配信契約が中途解約された場合、道場は、当該解約に起因又は関連して当該受講生等に生ずる損害、損失又は費用に関して何らの責任も負わないものとします。

第21条（受講料返還等）

道場は、受講生等に対し、本配信契約の終了等の理由等如何を問わず、本配信契約に関して当該受講生等が既払いの入会金、受講料若しくは管理維持費又はテキスト代の返還義務等を負わないものとします。ただし、次の各号に定める場合は、当該各号に定めるとおりとします。

- (1) 『受講費用』（第5条第1号に規定）の支払いがあった後に正式入会申込が拒絶された場合
 - ・ 『受講費用』を遅滞なく返還するものとします。
 - ・ 『受講費用』の返還は、登録内容に含まれる受講生等の口座（以下「受講生等口座」といいます。）に振込送金する方法によるものとし、そのための振込手数料は、道場の負担とします。
- (2) 受講料及び管理維持費の支払いがあった後に追加受講申込が拒絶された場合
 - ・ 受講料及び管理維持費を遅滞なく返還するものとします。
 - ・ 受講料及び管理維持費の返還は、受講生等口座に振込送金する方法によるものとし、そのための振込手数料は、道場の負担とします。
- (3) 第19条第1項の規定に従って本配信契約が中途解約された場合
 - ・ 前条第2項の規定に従って、当該本配信契約に係る受講料を遅滞なく返還するものとします。
 - ・ 疑義を避けるために付言すれば、第4条第6項第1号で規定される本配信契約の場合、動画1の視聴可能期間の開始より前であるときに限り、当該本配信契約に係る受講料を返還します。動画1の視聴可能期間が既に開始していたときは、動画1～4の全部に関して、道場は、当該本配信契約に係る受講料の返還義務を負いません。
 - ・ テキストの提供より前であるときに限り、テキスト代を遅滞なく返還するものとします。
 - ・ 受講料及びテキスト代の返還は、受講生等口座に振込送金する方法によるものとし、そのための振込手数料は、受講生等の負担とし、返還される受講料及びテキスト代から控除されるものとします。
- (4) 第11条第1項の規定に従って本動画配信が事前に中止された場合
 - ・ 中止につき道場に責めに帰すべき事由があるときに限り、当該本動画配信に係る受講料を遅滞なく返還し、又は、道場の判断により当該返還に代えて当該本動画配信を速やかに再び行うものとします。
 - ・ テキストの提供より前であるときに限り、テキスト代を遅滞なく返還するものとします。
 - ・ 受講料及びテキスト代の返還は、受講生等口座に振込送金する方法によるものとし、そのための振込手数料は、道場の負担とします。
- (5) 第11条第1項の規定に従って本動画配信が一時的に停止・中断された場合
 - ・ 停止・中断につき道場に責めに帰すべき事由及び故意又は重大な過失があるときに限り、当該本動画配信に係る受講料のうち相当額を遅滞なく返還するものとし、又は、道場の判断により当該返還に代えて当該本動画配信を速やかに再び行うものとします。

当該相当額は、道場が、当該停止・中断の内容、期間等を考慮して定めます。

- ・ 受講料の返還は、受講生等口座に振込送金する方法によるものとし、そのための振込手数料は、道場の負担とします。
- (6) 道場の提供に係るテキストの印刷物・データに落丁・乱丁・破損があった場合
- ・ 落丁・乱丁・破損につき道場に責めに帰すべき事由があるときに限り、送付後3日以内に道場に電子メールで通知することを条件として、テキスト代を遅滞なく返還し、又は、道場の判断により当該返還に代えてテキストの印刷物若しくはデータを速やかに再び提供するものとします。受講生等は、落丁・乱丁・破損のあるテキストの印刷物を、速やかに道場に返品するものとします。
 - ・ テキスト代の返還は、受講生等口座に振込送金する方法によるものとし、そのための振込手数料又はテキストの印刷物の再提供・返品のための郵送料は、道場の負担とします。

第22条（債権譲渡等）

1. 受講生等は、道場の事前の書面又は電子メールによる承諾がない限り、本配信契約から生ずる債権又は債務について、当該受講生等以外の第三者への譲渡、移転、承継、引受け、担保提供その他の処分を行ってはなりません。
2. 道場は、『Web教室』の運営に関する業務の全部又は一部について、受講生等の承諾を得ることなく、事業譲渡、合併、吸収分割その他の方法により、道場以外の第三者に承継することができます。当該承継において、道場は、当該第三者に対し、本規約及び本配信契約から生ずる債権及び債務の譲渡及び承継並びに受講生等に係る登録内容、受講生等情報その他の情報の提供を行うことができます。受講生等は、本項に規定される事項について、本項において予め同意したものとします。

第23条（その他）

1. 道場は、『Web教室』の運営において、「退会」の語を、追加受講申込の拒絶、本配信契約の不成立、本配信契約の中途解約等と同義で用いる場合があります。
2. 本配信契約から生ずる受講生等の債務は連帯債務とし、本配信契約から生ずる受講生等の債権は連帯債権とします。
3. 本配信契約の終了後も、その終了理由等如何を問わず、第6条（第3項を除く。）、第7条、第9条、第10条第1項及び第2項、第12条から第17条まで、第20条から本条までの規定は有効に存続するものとします。
4. 本規約又は本配信契約のいずれかの規定が、消費者契約法その他の適用法令により許容されず無効又は執行不能と判断された場合でも、当該規定は、道場が当該規定により達成しようとした内容に最も近い内容で、かつ、適用法令により有効及び執行可能とされる内容で存続し、当該規定以外の規定も引き続き有効及び執行可能なものとして存続するものとします。
5. 本規約及び本配信契約の準拠法は、日本法とします。
6. 本規約又は本配信契約に起因又は関連して道場と受講生等との間に生ずる紛争については、大阪地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

令和2年6月1日制定